発議第３号

平成３０年９月１８日

小国町議会議長　渡　邉　誠　次　様

提出者　　小国町議会議員　穴井　帝史

賛成者　　小国町議会議員　大塚　英博

賛成者　　小国町議会議員　髙村　祝次

賛成者　　小国町議会議員　時松　唯一

　　　　　　　　　　　　　　　賛成者　　小国町議会議員　穴見　まち子

　　　　　　　　　　　　　　　賛成者　　小国町議会議員　松﨑　俊一

　　　　　　　　　　　　　　　賛成者　　小国町議会議員　熊谷　博行

　　　　　　　　　　　　　　　賛成者　　小国町議会議員　時松　昭弘

　　　　　　　　　　　　　　　賛成者　　小国町議会議員　松本　明雄

議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の

提出について

　上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

　議会議員の定数を定める条例（平成１３年６月２９日条例第３４号）の一部を次のように改正する。

　本則中「１２人」を「１０人」に改める。

　附　則

この条例は、公布の日から施行し、次回の選挙から適用する。

（提出の理由）

　議員定数については、平成１９年４月より１６名から１２名に改正され、今日に至っており、１０年が経過しているところです。

　当時の人口と比べると約１，２００人以上の減少となっており、今後も人口減少を含め社会環境及び生活環境が大きく変化していることなどを勘案すると、議員定数の見直しを行うべき時期に来ていると思われます。

また、小国町の人口と同様の規模にある県内の町村でも議員定数を１０人としている町村が多い状況です。

決算監査意見書にもありましたように、少子高齢化が進み、社会保障が増加していく中で、町の財政状況は更に厳しくなるものと推察します。

このような状況を踏まえ、去る９月５日に勉強会を開催し、議会議員の定数について協議を行いました。

　各議員、いろんなご意見がありましたが、ほとんどの議員が定数削減の意思があり、定数も１０人とすることが適当との考えに至りましたので、「議会議員の定数を定める条例」を一部改正するものです。